

相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画



平成27年6月策定

福島県相馬市

目 次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
5	対策推進のための役割分担	8
6	市行動計画の主要7項目	10
(1)	実施体制	10
(2)	サーベイランス・情報収集	15
(3)	情報提供・共有	15
(4)	予防・まん延防止	16
(5)	予防接種	17
(6)	医療	21
(7)	市民生活及び市民経済の安定の確保	22
7	発生段階	23
III	各段階における市の対策	
1	未発生期	25
(1)	実施体制	25
(2)	サーベイランス・情報収集	26
(3)	情報提供・共有	26
(4)	予防・まん延防止	27
(5)	予防接種	28
(6)	医療	28
(7)	市民生活及び市民経済の安定の確保	30
2	海外発生期	31
(1)	実施体制	31
(2)	サーベイランス・情報収集	32
(3)	情報提供・共有	33
(4)	予防・まん延防止	33
(5)	予防接種	33
(6)	医療	34
(7)	市民生活及び市民経済の安定の確保	35
3	県内未発生期（国内発生）	36

(1) 実施体制	36
(2) サーベイランス・情報収集	36
(3) 情報提供・共有	37
(4) 予防・まん延防止	38
(5) 予防接種	38
(6) 医療	39
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	40
4 県内発生早期	42
(1) 実施体制	42
(2) サーベイランス・情報収集	43
(3) 情報提供・共有	43
(4) 予防・まん延防止	44
(5) 予防接種	45
(6) 医療	46
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	47
5 県内感染期	48
(1) 実施体制	49
(2) サーベイランス・情報収集	50
(3) 情報提供・共有	50
(4) 予防・まん延防止	51
(5) 予防接種	52
(6) 医療	52
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	54
6 小康期	56
(1) 実施体制	56
(2) サーベイランス・情報収集	57
(3) 情報提供・共有	57
(4) 予防・まん延防止	57
(5) 予防接種	57
(6) 医療	58
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	58
(参考)	
1 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策	59
(付属資料)	
1 用語解説	61

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、市の危機管理としても重大な問題である。

平成21年（2009年）4月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコ及び米国で確認され、世界的な大流行となり、国内でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推定されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国に比較して低い水準にとどまった。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られた。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する対策を通じて得られた多くの知見や経験等を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）が制定された。

特措法では、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 市行動計画の作成

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、本県においても、国の計画を踏まえ、同年12月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

平成25年（2013年）4月に特措法が施行されたことを受け、国は、同年6月に、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」と

いう。)を作成した、県においても、特措法第 7 条に基づき平成 25 年(2013 年)12 月に新たな「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「県行動計画」という。)を作成した。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性により、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症(以下、「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会経済活動への影響が重大なもの

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策」で示す。

3 市行動計画の見直し

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。

また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、適時・適切に変更を行うものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとされている。また、交通手段が発達し、世界規模で大量の人が移動する時代であり、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内、さらには本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、市民経済にも大きな影響を与えかねないことから、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入れ能力を超えてしまうことを念頭に置き、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

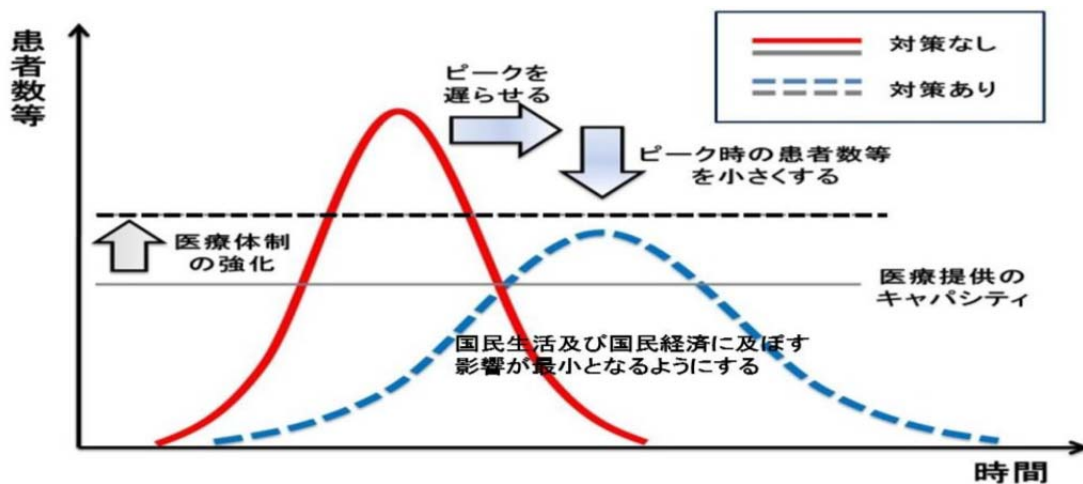
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくして、医療体制への負荷を軽減させるとともに、患者数等が医療機関の受入れ能力を超えないようにする。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにすること

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療提供業務又は市民生活・市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、県行動計画を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性により、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見や国及び県の対策等を踏まえ、本市の地理的な条件、交通機関の状況、医療体制、市民の受診行動の特徴等を考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととする。

そのうえで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。

（具体的な対策については、「Ⅲ. 各段階における市の対策」において発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行の可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

（１）発生前の段階

発生前の段階では、国及び県等による抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や、地域における医療体制の整備、市民に対する啓発や業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

（２）海外で新型インフルエンザ等が発生した段階

海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替える。

病原体が国内さらには県内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。

（３）国内・県内の発生当初の段階

国内・県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じて国が緊急事態宣言を行った場合には、必要に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行うこと等により、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を実施する。

なお、発生当初などで病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、最も

被害の大きい場合を想定した対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、適切な対策への切り替え、必要性の低下した対策の縮小・中止などの見直しを行う。

(4) 国内・県内で感染が拡大された段階

国内・県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。

したがって、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応していく必要がある。

事態によっては、地域の実情等に応じて、県対策本部等と協議のうえ、柔軟に対策を講じることができるようにし、現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日ごろからの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、国、県、市、指定（地方）公共機関は相互に連携協力し、特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画の内容と整合性を図りつつ、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の4点に留意し対策を実施する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地

の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

相馬市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、福島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長（市長）は、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要と認める場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（４）記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

４ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

（１）新型インフルエンザ等の発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や、飛沫感染及び接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ等に由来する病原性の高い新型インフルエンザが発生した場合には、高い致死率となり、甚大な被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画においては、政府行動計画及び県行動計画と同様に、有効な対策を考えるうえでの被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因や人間側の要因、社会環境など多

くの要素に左右され、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生時期を含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を策定するに際して、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、さらにアジアインフルエンザ等のデータを参考に、中程度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に、重度を致命率2%として次表のように想定している。

政府行動計画で示す想定例をもとに、本市における被害想定を推計した。

		全国	福島県	相馬市
医療機関受診者数		約 1,300 万人 ～2,500 万人	約 20 万人 ～38 万人	約 3,700 人 ～7,100 人
入院患者数	中程度	(上限) 約 53 万人	約 8,000 人	約 150 人
	重度	(上限) 約 200 万人	約 3 万人	約 590 人
1 日当たり最大入院患者数	中程度	10.1 万人	約 1,500 人	約 40 人
	重度	39.9 万人	約 6,000 人	約 110 人
死亡者数	中程度	(上限) 約 17 万人	約 2,600 人	約 50 人
	重度	(上限) 約 64 万人	約 9,800 人	約 180 人

※平成 24 年 10 月 1 日現在の全国、福島県、相馬市推計人口の比率により算出

【政府行動計画より抜粋】（政府行動計画における被害想定）

- ・全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者は、約 1,300 万人～約 2,500 万人と推計。
- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去の世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中程度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中程度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者の上限は約 64 万人となると推計。
- ・全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中程度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人と推計され、重度の場合、一日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。

- ・なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響、現在の我が国の医療体制、衛生状況を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

（２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には、多くの議論があるが、国は以下のような影響を一つの例として想定している

【政府行動計画より抜粋】

- ・国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

（１）国の役割

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県・市町村及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及び諸外国と国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

さらに、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

（２）福島県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担うものであり、政府の基本的対処方針に基づき、県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ

迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

特に、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められ、発生前は新型インフルエンザ等対策推進会議等による全庁的な取組により、発生時には知事を本部長とする対策本部の下で、対策を総合的に推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者等の意見を聴き、対策を推進する。

また、平時から市町村や医療機関を含めた関係機関と連携を図り、対策の実施について支援を行う。

(3) 相馬市の役割

住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民への情報提供、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と綿密な連携を図り実施するものとする。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生以前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めるとともに、地域における医療連携体制の整備について関係機関と連携を図ることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して、発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した時は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や、事業継続計画の作成等重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

（７）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小する等の対策が望まれる。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

（８）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時に取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザと同様に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策の実践に努める。また、発生時に備え、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

６ 市行動計画の主要７項目

新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする」ことを達成するため、以下の７項目に分けて計画を立案している。

- （１）実施体制
- （２）サーベイランス・情報収集
- （３）情報提供・共有
- （４）予防・まん延防止
- （５）予防接種
- （６）医療
- （７）市民生活及び市民経済の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点については以下のとおりである。

（１）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として認識されている。このため、市は、国、県及び事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うものとする。

発生以前においては、相馬市新型インフルエンザ等対策本部幹事会議において事前準備の進捗を確認し、関係部課が相互に連携を図りながら、全庁が一体となった取組を推進する。さらに、国や県、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

県内未発生期であっても、市内の発生状況には特に注意する必要があり、他県の情報収集にも万全の態勢で臨む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、速やかに市長を本部長とする「市対策本部」を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

また、新型インフルエンザ等対策は、専門的知見が求められることから、対策の推進にあたっては、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の連携・協力体制を確保する。

○相馬市新型インフルエンザ等対策本部（市対策本部）

ア 構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長、教育長
- ・本部員：総務部長、企画政策部長、民生部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長
教育部長、生涯学習部長、議会事務局長

関係機関団体：相馬郡医師会相馬支部、相馬市歯科医師会、相馬市薬剤師会、
相馬消防署、公立相馬総合病院、相馬警察署、相馬市消防団

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の予防対策と感染拡大抑制対策に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達するために必要な対策に関すること。

○相馬市新型インフルエンザ等対策本部幹事会

ア 構成

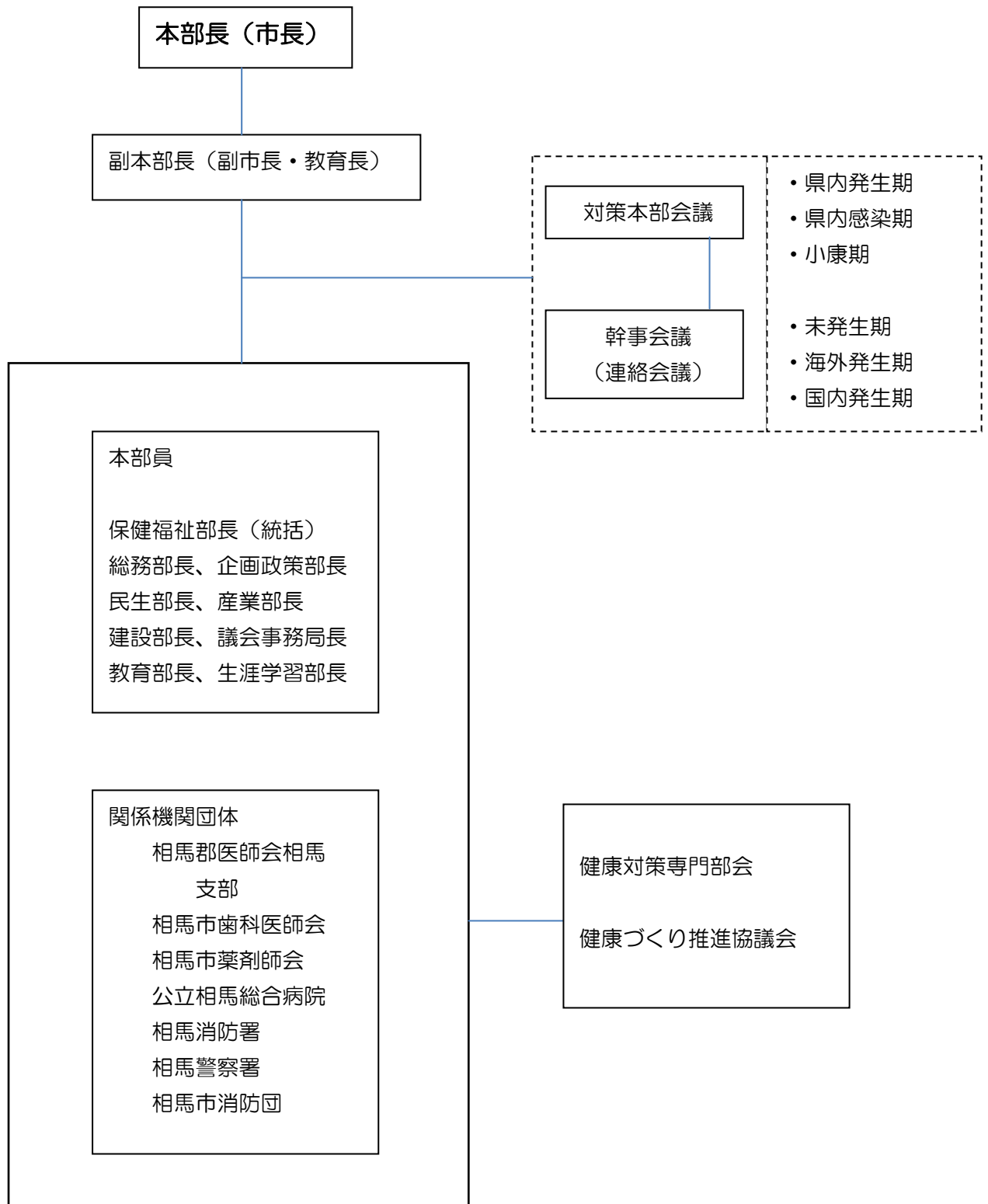
- ・幹事会：総務課長、財政課長、税務課長、企画政策課長、秘書課長、情報政策課長
市民課長、保険年金課長、生活環境課長、社会福祉課長、健康福祉課長
保健センター所長、農林水産課長、商工観光課長、土木課長、建築課長
都市整備課長、下水道課長、教育委員会総務課長、学校教育課長
生涯学習課長、中央公民館長、図書館長、市民会館長、会計課長

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の発生動向に係る情報収集及び共有化に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の予防対策と感染拡大抑制対策の推進に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整及び周知に関すること。

- ・ 其他対策本部幹事会の設置目的を達するために必要な対策に関すること。

≪対策本部の構成≫



ウ 各部・各課における業務

部	課	所管事項
保健福祉部	保健センター	1 対策本部及び対策会議の事務に関すること 2 市民への感染防止指導に関すること 3 マスク等物資の調達に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること 5 医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること 6 インフルエンザワクチン接種（住民接種）に関すること 7 抗インフルエンザウイルス薬に関すること
	社会福祉課	1 社会福祉施設の感染対策に関すること 2 生活保護法に基づく被保護者の支援に関すること 3 児童福祉施設の感染対策に関すること
	健康福祉課	1 介護福祉施設、障がい者福祉施設の感染対策に関すること 2 高齢者及び在宅老人の支援に関すること 3 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の支援に関すること
総務部	総務課	1 職員の健康管理と感染予防に関すること 2 来庁者への対策及び職員の調整に関すること 3 インフルエンザワクチン接種（特定接種）に関すること 4 消防本部、警察署の連絡調整に関すること
	財政課	1 新型インフルエンザ対策等の緊急予算措置に関すること 2 応急対策用車両の確保に関すること
	税務課	1 本部長の命ずる対策に関すること
企画政策部	企画政策課	1 国、県等に対する窓口及び要望等の資料作成に関すること 2 公共交通機関への要請に関すること
	秘書課	1 本部長の命ずる対策に関すること
	情報政策課	1 庁内の情報システムの円滑な運用管理に関すること 2 市民への情報提供に関すること 3 ホームページ等による広報に関すること 4 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、その他の広報に関すること

民生部	市民課	1 新型インフルエンザ等による死亡者に関する事 2 埋火葬の許可に関する事 3 火葬場の連絡調整に関する事
	保険年金課	1 国民健康保険被保険者等の保険診療等に関する事
	生活環境課	1 遺体の一時安置所、仮埋葬に関する事
産業部	農林水産課	1 家畜、野生鳥獣等の鳥インフルエンザ等感染動向に関する事
	商工観光課	1 観光施設及び観光客への感染対策に関する事 2 商工業者の情報収集及び広報に関する事 3 事業所の情報収集及び広報に関する事 4 港湾における感染対策（水際対策等）に関する事
建設部	土木課	1 本部長の命ずる対策に関する事
	都市整備課	1 本部長の命ずる対策に関する事
	建築課	1 市営住宅、仮設住宅、災害公営住宅における感染対策に関する事
	下水道課	1 本部長の命ずる対策に関する事
教育部	総務課	1 教育施設の管理運営（利用制限等）に関する事
	学校教育課	1 児童・生徒の健康に関する事 2 市立幼稚園及び小中学校における感染予防に関する事
生涯学習部	生涯学習課	1 社会教育施設及び体育施設の感染対策に関する事
	中央公民館	1 地区公民館の連絡調整に関する事
	図書館	1 施設の管理運営（利用制限等）に関する事
	市民会館	1 施設の管理運営（利用制限等）に関する事
議会事務局		1 市議会との連絡調整に関する事
会計課		1 本部長の命ずる対策に関する事

(2) サーベイランス・情報収集（県における活動）

新型インフルエンザ等対策を適時・適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し、判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

新型インフルエンザ等が発生した際には、市内で新型インフルエンザ等の発生をできるだけ早く発見し、その後の感染の広がりや患者数の増加の状況を調べ、公表することにより、市民一人一人や、県、医療機関その他様々な関係者が、流行状況に応じた対策を行うために活用できる。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られているため、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下するとともに、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切替を行う。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（ウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報を医療機関における診療に役立てる。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止を図るためには、市はもちろん、国、県、医療機関、事業者、そして市民一人ひとりが新型インフルエンザ等に対する知識に基づき、各々の役割を認識し、適切に行動することが重要である。そのためには、対策のすべての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが重要である。コミュニケーションは双方向性のものであり、平時からの情報提供や情報共有を行うとともに、受取手の反応の把握に努めることが必要である。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、障がい者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に児童・生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者に責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセスや理由、実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、市民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、県や市の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるようなサイトを開設する。

オ 情報提供体制

情報提供にあたっては提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市は、市対策本部に広報担当の責任者を中心とした情報提供のためのチームを設置し、適時・適切に情報を共有するとともに、対策の実施主体となる部課等が情報提供する場合には、適切な情報が提供できるよう、市対策本部が調整する。

また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、発信した情報に対する受取手の反応などを分析し、次の情報に活かしていくこととする。

市は、市民に最も近い行政主体であることから、新型インフルエンザ等の発生時には、情報提供及び相談受付について、中心的役割を担うこととなる。このため、発生前から、国及び県等から発信する情報入手に努め、関係部課間での情報共有体制を整備するとともに、発生時には相談窓口を設け、市民の生活相談等の広範囲な内容にも対応できる体制を検討しておく必要がある。

（４）予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながり、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者を最小限にとどめることで、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、

まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型コロナウイルス等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、新型コロナウイルス等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。また、緊急事態宣言時において、県が必要に応じて、不要不急の外出自粛要請を行った場合は、市民及び事業者等に迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、緊急事態宣言時において県が必要に応じて、施設の使用制限の要請等を行った場合は、関係団体等と連携し、迅速に周知徹底を図る。

そのほか、海外で発生した際には、旅行者の安心・安全を確保するため、旅行者への正確な情報の提供に努めるとともに、重要港湾相馬港における水際対策について、国が実施する感染症危険情報の発出、査証措置、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化、船舶の運航自粛の要請等の水際対策に必要な応じ、県等と連携して対策を講じる。

また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内の患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

(5) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲に収めるよう努めることは、限られた医療資源で新型コロナウイルス等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型コロナウイルス対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型コロナウイルスに限って記載する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者の範囲や、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されている。しかし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、社会状況等を総合的に判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、順位、その他の関連事項を決定することとしている。

【政府行動計画より抜粋】

政府行動計画Ⅱ－6

(4) 予防・まん延防止

(ウ) 予防接種

ii) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下、「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者。

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には、住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、特定接種を実施するに当たっては、新型インフル

エンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

①医療関係者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）

④それ以外の事業者

の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や社会的状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行われるよう未発生期から接種体制を構築しておく必要がある。なお、他の特定接種対象者については、必要に応じ県の要請に協力する。

ウ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法に基づき予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

【政府行動計画より抜粋】

政府行動計画Ⅱ－6

（４）予防・まん延防止

（ウ）予防接種

iii）住民接種

住民接種の接種順位については、以下の４つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とするが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病

原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

①医学的ハイリスク者

- ・呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③成人・若年者

④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を合わせた考え方もある。

1）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2）我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性により、県対策本部の決定を受けて実施する。

オ 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下、「要請等」という。）を行うが、市においても必要に応じ、これに協力する。

(6) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制や、医療資器材等の流通、調整についても事前に検討しておくことが重要である。また、特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ 発生前における医療体制の整備

県保健所を中心として、二次医療圏等の圏域単位で、郡及び市医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、消防等の関係者からなる対策会議（保健所が設置するネットワーク会議を活用）を開催する。また、市においても、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設のリストの作成について県と協議する等、設置の準備を進めることが重要である。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内発生早期における医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等に対し、県内の感染症病床等の利用計画等について、事前に県と協議しておく必要がある。

また、県内での発生早期では新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報が限られているため、県が得た情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や市内患者濃厚接触者の診療のため、市内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、県が設置した「帰国者・接触者外来」で診療を行う。しかし、患者が帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫を行い、院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した場合は、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、帰国者・接触者外来等の医療体制については、一般的な広報のほか、県が設置した帰国者・接触者相談センターから情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも、患者がみられるようになった場合等には、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設に患者を入院させることができるよう、市は、在宅療養の支援体制を整備しておくことが重要である。

なお、医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市町村を通じた連携だけでなく、県医師会、郡医師会等関係機関のネットワークの活用が重要である。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民生活及び市民経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、市内での流行が約8週間程度続くと考えられている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、事前の準備を行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対しては、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることを啓発するとともに、市内の事業者に対し、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく必要がある。

イ 要援護者対策

一人暮らし、夫婦のみの要介護の高齢者世帯、障がい者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、新型インフルエンザ等のまん延時には、日頃からの見守りによる情報を活用し、医療機関や福祉サービス等による確実な支援につなげていく必要がある。

ウ 埋火葬の円滑な実施

新型インフルエンザの感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障が生じるとともに、公衆衛生上、火葬に付することができない遺体の保存対策が問題となる可能性がある。

このため、市行動計画の県内感染期において、死亡者が多数になった場合にも、速やかに火葬を行うことのできる体制や遺体の保管場所の確保等について、あらかじめ体制を整備しておくことが必要となる。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は感染の段階に応じて対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から海外での発生、国内での発生、県内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、6発生段階に分類した。発生段階の移行については、県対策本部による発生段階を参考としながら、海外や国内、県内での発生状況を踏まえて、市行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

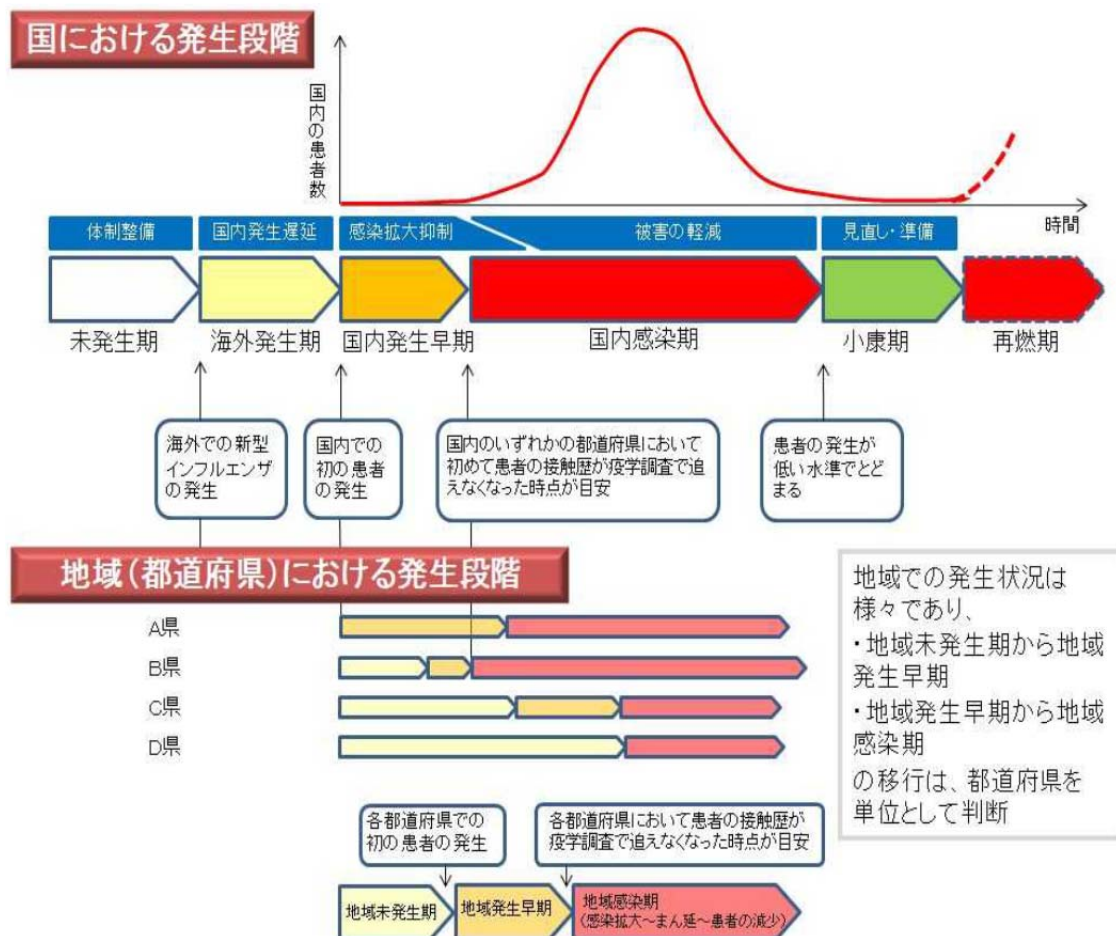
《発生段階》

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期 (国内発生)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態

県内発生早期	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で行うことができる状態 ・国内では都道府県ごとに状況が違える可能性がある、国内の発生段階としては「国内発生早期」または「国内感染期」のいずれかとなる
県内感染期	・県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む ・国内では国内感染期となるが都道府県によっては状況が異なる可能性がある
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



Ⅲ 各段階における市の対策

1 未発生期

未発生期の概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

イ 目的

- ・発生に備えて体制の整備を行う。
- ・国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県、他市町村、医療機関等関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、市民及び関係機関に対し継続的な情報提供を行う。
- ・海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国、県、国際機関等を通じ、海外からの情報収集を行う。

(1) 実施体制

ア 行動計画等の作成

- ・特措法の規定に基づき、政府行動計画や県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザの発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じて見直していく。
(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・市対策本部幹事会議を開催し、発生時に備えた初動対応体制の確立を図るとともに関係部局が連携した対策を推進する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)
- ・県や指定公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練等を実施する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)
- ・市行動計画の作成及び見直しにあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。
(企画政策部 保健福祉部 関係部局)
- ・必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。(総務部)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する国内外の情報について、国、県から情報を収集する。(保健福祉部 産業部 関係部局)

イ 通常のサーベイランス

- ・県の行う次のサーベイランス、情報収集に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に協力する。(保健福祉部 産業部 教育部 関係部局)

＜サーベイランス、情報収集に関する県の対策＞

- ①毎年冬期に流行する季節性のインフルエンザについて、感染症発生動向調査に基づく指定届出機関において患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する。また、病原体定点等において、ウイルス株の性状を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ②基幹定点医療機関において、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ③市町村と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ④国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。
- ⑤国が実施する鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力し、関係部局等の連携のもと、得られた情報の共有・集約化を図る。

ウ 調査研究

- ・必要に応じて、国及び県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や他市町村等との連携等の体制整備を図る。(保健福祉部)

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市公式ウェブサイト等を利用し、市民に対し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)
- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防対策の普及を図る。(保健福祉部)

イ 体制整備等

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、実施主体)、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を含めた利用可能な複

数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

- ・新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを決めておく。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）
- ・地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）
- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、一般相談窓口を設置する準備を進める。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

（４） 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・新型インフルエンザ等の感染予防のため、市民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について理解促進を図る。（保健福祉部 関係部局）
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。（保健福祉部 産業部 関係部局）
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・国が行う衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の流通、在庫等の状況を把握する仕組みの確立及びその取組等に協力する。（保健福祉部 関係部局）

エ 水際対策

- ・国が検疫の強化を実施した際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、その取組等に適宜、協力する。（民生部 保健福祉部 関係部局）

（５） 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に

関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健福祉部)

イ ワクチンの供給体制

- ・ワクチンを円滑に流通できる体制を構築するための情報を積極的に収集する。(保健福祉部)

ウ 登録事業者の登録

- ・国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、登録に係る周知やその取組等に適宜、協力する。(保健福祉部 関係部局)

エ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

- ・特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。(総務部 保健福祉部 関係部局)
- ・国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。(保健福祉部 関係部局)

(イ) 住民接種

- ・国及び県の協力を得ながら、特措法又は予防接種法に基づき当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための接種体制の構築を図る。(保健福祉部)
- ・円滑な接種の実施のため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外においても接種を可能にするよう努める。(保健福祉部)
- ・速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(保健福祉部 教育部 関係部局)

オ 情報提供

- ・県及び国が行う新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方など基本的な情報提供に協力し、市民への理解促進を図る。(保健福祉部)

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・県の行う次の地域医療体制の整備に関し、その対策等に適宜、協力する。(保健福祉部)

＜地域医療体制の整備に関する県の対策＞

- ①地域の関係者と連携を図りながら実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、その推進にあたっては、二次医療圏の圏域を単位とし、県保健所を中心

とした、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる新型インフルエンザ等対策地域医療会議を設置する。

②国の要請等を踏まえ、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めるとともに、帰国者・接触者外来の設置や感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ準備等の対策を進める。

③国とともに、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策を進めるよう要請する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

- ・県の行う次の県内感染期に備えた医療の確保対策に関し、その対策等に適宜、協力する。（保健福祉部）

＜県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策＞

①全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国のマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

②地域の実情に応じ、指定地方公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関を含む医療機関で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

③入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数等を把握する。

④入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。

⑤地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則行わないこととする医療機関の設定を検討する。

⑥社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

⑦国が地域感染期における救急機能を維持するための方策について検討を進めることから、その内容に基づき対応を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、国とともに各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。

ウ 研修等

- ・国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、施設内感染対策、患者の移送等に関する手引き等の周知に関する取組等に適宜、協力する。（保健福祉部）

- ・医療機関や医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練に関する取組等に適宜、協力する。

エ 医療資器材の整備

- ・県が備蓄する必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄に関する取組等に適宜、協力する。（保健福祉部）

オ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に関する取組等に適宜、協力する。（保健福祉部）

（７） 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 業務計画等の作成

- ・県が行う指定地方公共機関に対する新型インフルエンザ等の発生に備えた職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援、その状況を確認する取組等に、適宜、協力する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

イ 物資供給の要請等

- ・県及び国が行う発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制の整備に関する取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 関係部局）
- ・県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。（保健福祉部 関係部局）

ウ 火葬能力等の把握

- ・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討並びに火葬または埋葬を円滑に行うための体制整備に関する取組等に適宜、協力する。（民生部 保健福祉部 関係部局）

エ 物資及び資材の備蓄

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。（保健福祉部）

2 海外発生期

海外発生期の概要

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国・県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県内で発生した場合には早期に発見できるよう、県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する（県）。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内・県内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・国が検疫等により国内発生を遅らせるよう努める間に、県内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 体制の強化等

- ・県及び国等から海外において新型インフルエンザが発生した疑いがあるとの情報提供があった場合には、緊急的に新型インフルエンザ等対策本部幹事会議を開催し、情報の集約・共有を図るとともに、国及び県の初動対処方針を確認し、必要な対策を講じる。（総務部 企画政策部 保健福祉部 関係部局）
- ・国が新型インフルエンザの発生もしくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表し、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合並びに県知事を本部長とする福島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合には、市長を本部長とする相馬市新型インフルエンザ等

対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、国内・県内発生に備えた対策を強化する。（総務部 企画政策部 保健福祉部 関係部局）

- ・国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）
- ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、医療機関、事業者、市民に広く周知する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国が判断した場合には感染症法等に基づき対策を実施する。（保健福祉部）

（２）サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・県の行う次の情報収集に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 関係部局）

＜情報収集に関する県の対策＞

- ①海外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、国や国際機関等からの情報収集・共有化を図る。
 - ・病原体に関する情報
 - ・疫学情報（症状、症例定義、致死率等）
 - ・治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

イ サーベイランスの強化等

- ・県の行う次のサーベイランスに関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 産業部 教育部 関係部局）

＜サーベイランスに関する県の対策＞

- ①引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ②県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、患者の臨床像等の特徴を把握するため、国の決定に基づき、全ての医師に新型インフルエンザ等の患者（疑い患者を含む）を診察した場合の届け出を求め、全数把握を開始する。
- ③感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ④国が実施する鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力し、関係部局等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図る。
- ⑤必要に応じ、国の行う抗体の保有状況調査など、調査研究へ協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。情報提供にあたっては、対策決定のプロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にする。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)
- ・対策本部における広報担当の責任者を置き、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

イ 情報共有

- ・国、県や関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

ウ 相談窓口の設置

- ・国が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

(4) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策の準備

- ・県内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づき、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応の準備を進める。(保健福祉部)

イ 感染症危険情報の発出等

- ・国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や不要不急の渡航延期または退避の検討の勧告、個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

ウ 水際対策

- ・国が水際対策を実施すると判断した場合に、相馬港における水際対策の開始について情報共有を図る。(保健福祉部 産業部 関係部局)
- ・新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等で感染の可能性がある者について、検疫所からの通知により保健所が実施する健康監視等に関する取組等に適宜、協力する。(保健福祉部)

(5) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・プレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健福祉部)

イ ワクチンの供給

- ・ワクチンの生成やワクチンを円滑に流通できる体制を構築するための情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健福祉部)

ウ 接種体制

(ア) 特定接種

- ・国が特定接種を実施することを決定した場合には、特定接種の具体的運用を定めた基本的対処方針（特定接種の具体的運用）に基づき、特定接種の対象となる職員を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務部 保健福祉部 関係部局)

(イ) 住民接種

- ・特措法に基づく住民接種又は予防接種法に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。(保健福祉部)
- ・国の要請に基づき、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本とし、市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(保健福祉部)

エ 情報提供

- ・国からの情報を基に、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などの具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(保健福祉部)

オ モニタリング

- ・市は、特定接種を実施した場合に、国が行う接種実施モニタリング、有効性の評価や副反応情報の収集・分析等について、必要に応じて協力を行う。(保健福祉部)

(6) 医療

ア 医療

- ・県の行う次の医療に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その対策等に適宜、協力する。(保健福祉部)

＜新型インフルエンザ等の症例定義に関する県の対策＞

- ①国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等の関係機関に対し周知する。

＜医療体制の整備に関する県の対策＞

- ①二次医療圏ごとに地域医療会議を開催し、地域における医療提供体制の整備を図る。
- ②国の要請を受け、以下の体制を整備する。
 - ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来を整備し、当該施設で診断を行う。
 - ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受

診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じ
たうえで、診療体制を整備する

- ・帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と診断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は、県衛生研究所において亜型等の同定を行い、必要に応じて国立感染研究所に確認検査を依頼する。

＜帰国者・接触者相談センターの設置に関する県の対策＞

- ①国の要請を受け、以下の体制を整備する。
 - ・保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。
 - ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

＜医療機関等への情報提供に関する県の対策＞

- ①国等が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

＜検査体制の整備に関する県の対策＞

- ①必要に応じ、国の技術的支援を受けて、県衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備する。

＜抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等に関する県の対策＞

- ①抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ②国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を行うよう要請する。
- ③引き続き、医療機関や薬局、医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

（７） 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・国が事業者には要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防対策を実施するための準備に関する取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 産業部 関係部局）

イ 遺体の火葬・安置

- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（民生部 保健福祉部 関係部局）

3 県内未発生期（国内発生）

県内未発生期（国内発生）の概要

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態。

イ 目的

- ・県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

（１）実施体制

ア 実施体制

- ・国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市対策本部幹事会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ市対策本部会議又は市対策本部幹事会議を開催し、県内発生早期対策を確認する。（市対策本部）
- ・国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。（市対策本部）
- ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認し、医療機関、事業者、市民に広く周知する（市対策本部）

イ 緊急事態宣言

- ・国が、県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき、必要な対策を実施する。（市対策本部）

ウ 市対策本部の設置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。（市対策本部）

（２）サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・県の行う次の情報収集に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 関係部局）

＜情報収集に関する県の対策＞

- ①海外や国内における新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、情報を収集する。

イ サーベイランス

- ・県の行う次のサーベイランスに関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 教育部 関係部局）

＜サーベイランスに関する県の対策＞

- ①海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ②医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、患者の臨床情報を収集する。
- ③国から提供される国内の発生状況を医療機関等関係機関に迅速に情報提供し、必要な対策を実施する。

（３） 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の事業主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）
- ・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（企画政策部 保健福祉部 教育部 関係部局）
- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）
- ・対策本部における広報担当の責任者を置き、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

イ 情報共有

- ・国、県や関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、発生状況や対策の状況把握を行う。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

ウ 相談窓口等の体制充実・強化

- ・市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実、強化する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）
- ・国からのQ & A等が状況に応じて改定された場合は、速やかに相談に活用する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

（４） 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策の準備と市民・事業所等への要請

- ・引き続き、県内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づき、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応の準備を進める。（保健福祉部）
- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。（保健福祉部 関係部局）
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の推奨を要請する。（保健福祉部 産業部 関係部局）
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。（保健福祉部 教育部）
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。（企画政策部 保健福祉部）
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。（保健福祉部）

イ 水際対策

- ・引き続き、相馬港における水際対策について、入国者等への注意喚起を行う。（保健福祉部 産業部 関係部局）
- ・新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等で新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所からの通知により保健所が実施する健康監視等に関する取組等に適宜、協力する。（保健福祉部）

（５） 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給するための情報収集及び準備を行い、予防接種体制の構築に役立てる。（保健福祉部）

イ 特定接種

- ・国が特定接種を進めている場合には、海外発生期の対策を継続し、特定接種の具

体的運用を定めた基本的対処方針に基づき、特定接種の対象となる職員を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部 保健福祉部 関係部局）

ウ 住民接種

- ・国が住民接種の接種順位を決定した場合には、その接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位について市民に対し周知を行う。（保健福祉部）
- ・国が決定した接種順位を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第関係者の協力を得て、住民接種を開始するとともに、県等と協力しながら、市民に対し接種に関する情報提供を開始する。（保健福祉部）

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の対策を行う。（市対策本部）
 - ①住民に対する予防接種について、特措法の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

オ モニタリング

- ・ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。（保健福祉部）

（6） 医療

ア 医療

- ・県の行う次の医療に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その対策等に適宜、協力する。（保健福祉部）

＜新型インフルエンザ等の症例定義に関する県の対策＞

- ①国が示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正について、医療機関等の関係機関に対し周知する。

＜医療体制の整備に関する県の対策＞

- ①国の要請により、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状を有する患者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、引き続き、継続する。

＜患者への対応等に関する県の対策＞

- ①海外発生期に引き続き、国の対策を踏まえながら、以下の対策を行う。
 - ・発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。
 - ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を患者が受診する可能性もあるため

地元医師会等の協力を得て、院内感染対策を講ずるよう要請する。

- ・帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と診断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は、県衛生研究所において亜型等の種の識別を行い、必要に応じて国立感染研究所に確認検査を依頼する。

＜帰国者・接触者相談センターの充実強化に関する県の対策＞

①引き続き、以下の対策を講じる。

- ・保健所に設置した帰国者・接触者相談センターの充実・強化を図る。
- ・発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

＜医療機関等への情報提供に関する県の対策＞

①引き続き、国等が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

＜検査体制の整備に関する県の対策＞

①必要に応じ、国の技術的支援を受けて、県衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立する。

＜抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等に関する県の対策＞

①引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

②引き続き、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

③国と連携し、県内感染期に備え、医療機関に対し抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

③引き続き、医療機関や薬局、医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

＜医療機関、薬局における警戒活動に関する県の対策＞

①国の指導・調整のもと、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動を行う。

（７） 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防対策の開始について、関係団体等を通じて事業者に周知するための取組等に適宜、協力

する。(保健福祉部 産業部 関係部局)

イ 市民、事業者への呼びかけ

- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないように要請する。(民生部 保健福祉部 関係部局)

4 県内発生早期

県内発生早期の概要

ア 状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で行うことができる状態。
- ・国内では都道府県ごとに状況が異なる可能性があり、国内での発生段階としては、「国内発生早期」又は「国内感染期」のいずれかとなる。

イ 目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言に基づき、積極的な感染対策等をとる。
- ・医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・引き続き、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- ・県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市対策本部幹事会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。(市対策本部)
- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ市対策本部会議又は市対策本部幹事会議を開催し、県内発生早期対策を確認する。(市対策本部)
- ・国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。(市対策本部)
- ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を、医療機関、事業者、市民に広く周知する。(市対策本部)

イ 緊急事態宣言

- ・国が新型インフルエンザ等の状況により、県に対して緊急事態宣言を行ったとき

は、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき、必要な対策を実施する。（市対策本部）

ウ 市対策本部の設置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。（市対策本部）

（２）サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・県の行う次の情報収集に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 関係部局）

＜情報収集に関する県の対策＞

- ①海外や国内における新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、情報を収集する。
- ・治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

イ サーベイランス

- ・県の行う次のサーベイランスに関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 教育部 関係部局）

＜サーベイランスに関する県の対策＞

- ①海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ②医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、患者の臨床情報を収集する。
- ③県内の発生状況を迅速に把握し、県内の発生状況、国から提供される国内の発生状況を迅速に情報提供し、国と連携し必要な対策を実施する。

ウ 調査研究

- ・県の行う次の調査研究に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部）

＜調査研究に関する県の対策＞

- ①発生した県内患者について、国内で初期の段階には、国が派遣する積極的疫学調査チームと連携し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。
- ②国から提供される新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析の結果を対策に反映させる。

（３） 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の事業主体等について、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（企画

政策部 保健福祉部 関係部局)

- ・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（企画政策部 保健福祉部 教育部 関係部局）
- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）
- ・対策本部における広報担当の責任者を置き、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

イ 情報共有

- ・国、県や関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、発生状況や対策の状況把握を行う。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

ウ 相談窓口等の体制充実・強化

- ・市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実、強化する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）
- ・国からのQ & A等が状況に応じて改定された場合及び県版Q & Aが作成された場合、速やかに相談に活用する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

（４） 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

- ・感染症法に基づく患者への対応（治療、入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置に関する取組等に適宜、協力する。（保健福祉部）
- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。（企画政策部 保健福祉部 産業部 関係部局）
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の推奨を要請する。（保健福祉部 産業部 関係部局）
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。（保健福祉部 教育部）
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染

予防策を講ずるよう要請する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

- 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(保健福祉部)

イ 水際対策

- 引き続き相馬港における水際対策について、入国者等への注意喚起を行う。(保健福祉部 産業部 関係部局)
- 新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等で新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所からの通知により保健所が実施する健康監視等に関する取組等に適宜、協力する。(保健福祉部)

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給

- 国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給するための情報収集及び準備を行い、予防接種体制の構築に役立てる。(保健福祉部)

イ 特定接種

- 国が特定接種を進めている場合には、海外発生期及び県内未発生期の対策を継続し、特定接種の具体的運用を定めた基本的対処方針に基づき、特定接種の対象となる職員を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務部 保健福祉部 関係部局)

ウ 住民接種

- 国が住民接種の接種順位を決定した場合には、その接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位について市民に対し周知を行う。(保健福祉部)
- 国が決定した接種順位を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第関係者の協力を得て、住民接種を開始するとともに、県等と協力しながら、市民に対し接種に関する情報提供を開始する。(保健福祉部)
- 接種の実施にあたり、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関へ委託すること等により接種会場を確保し、原則として市内に居住する者を対象とした集団的な接種を行う。(保健福祉部)

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の対策を行う。(市対策本部)
 - ①住民に対する予防接種について、特措法の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

オ モニタリング

- ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。(保健福祉部)

(6) 医療

ア 医療

- ・県の行う次の医療に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その対策等に適宜、協力する。(保健福祉部)

<医療体制の整備に関する県の対策>

- ①国の要請により、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状を有する患者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、引き続き、継続する。
- ②国内で患者が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行することを都道府県等に要請した場合には、福島県新型インフルエンザ等対策専門委員会の意見等を聴き、関係機関と調整しながら、対応を切り替えることを検討する。
- ③入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数を確認する。

<患者への対応等に関する県の対策>

- ①海外発生期及び県内未発生期に引き続き、国の対策を踏まえながら、以下の対策を行う。
 - ・発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。
 - ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講ずるよう、引き続き要請する。
 - ・帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と診断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
 - ・県衛生研究所において、新型インフルエンザ等の患者のPCR検査等の確定検査を継続して行う。すべての新型インフルエンザ等患者のPCR検査による確定診断は、県の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者が増加した段階では、重症者に限定して行う。
 - ・新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、国の動向を踏まえながら、原則として病原性が低いことが判明しない限り実施する。
 - ・医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者

及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

＜医療機関等への情報提供に関する県の対策＞

- ①引き続き、国等が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

＜抗インフルエンザウイルス薬に関する県の対策＞

- ①引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し、県内の流通量に不足が生じた場合の放出に備えた準備を進める。
- ②国と連携し、県内感染期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- ③引き続き、医療機関や薬局、医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

＜医療機関、薬局における警戒活動に関する県の対策＞

- ①国の指導・調整のもと、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動を行う。

＜緊急事態宣言がされている場合における県の対策＞

- ①医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

（７） 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するよう要請する。（保健福祉部 産業部 関係部局）

イ 市民、事業者への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう要請する。（民生部 関係部局）

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。

①事業者の対応

- ・指定地方公共機関や登録事業者が行う医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向け、国が示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、事業者への周知に関する取組等に適宜、協力

する。(保健福祉部 関係部局)

②電気及びガス並びに水の安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者並びに相馬地方広域水道企業団等の指定公共機関が、それぞれの業務計画等で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガス並びに水を安定的かつ適切に供給するための取組等に適宜、協力する。(関係部局)

③運送、通信、郵便の確保

- ・運送事業者及び電気通信事業者並びに郵便事業者である指定公共機関が、それぞれの業務計画等で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において、旅客及び貨物の運送の適正化、通信並びに郵便の確保に関する取組等に適宜、協力する。(関係部局)

④サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係部局)

⑤緊急物資の運送等

- ・県が行う指定地方公共機関に対する食料品等の緊急物資の輸送要請及び医薬品又は医療機器の配送要請に関する取組等に適宜、協力する。(保健福祉部 関係部局)

⑥生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(民生部 関係部局)

⑦犯罪の予防・取締り

- ・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察本部が行う犯罪情報の集約及び広報活動、悪質な事犯に対する取り締まりの徹底に関する取組等に適宜、協力する。(総務部 関係部局)

5 県内感染期

県内感染期の概要

ア 状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

イ 目的

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動ができる限り継続する。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に接種できるように準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 県内感染期移行の判断

- ・県において、県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合には、県対策本部会議を開催し、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、国の基本的対処方針及び県行動計画により必要な対策を実施する。市は、これらの情報を積極的に収集し、必要な対策を行う。(市対策本部)
- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ市対策本部会議又は市対策本部幹事会議を開催し、県内感染期対策を確認する。(市対策本部)

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、以下の対策を行う。（市対策本部）

①市対策本部の設置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

②他の地方公共団体による代行、応援等

- ・新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく県知事による代行、応援等の活用を行う。

（２）サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・県の行う次の情報収集に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 関係部局）

＜情報収集に関する県の対策＞

- ①引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、国内外の対応等について、必要な情報を収集する。

イ サーベイランス

- ・県の行う次のサーベイランスに関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部 関係部局）

＜サーベイランスに関する県の対策＞

- ①全国での患者数が数百人程度に達した段階で、新型インフルエンザ等患者の全数把握について都道府県ごとの対応とすると国が判断した場合には、県内での全数把握の中止を検討する。

- ②全数把握を中止した場合には、学校等における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。

ウ 調査研究

- ・県の行う調査研究対策に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。（保健福祉部）

（３） 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（企画政策部 保健福祉部 関係部局）

- ・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供す

る。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(企画政策部 保健福祉部 教育部 関係部局)

- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

イ 情報共有

- ・国、県や関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、発生状況や対策の状況把握を行う。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

ウ 相談窓口の継続

- ・市民からの相談の増加に備え、引き続き、相談窓口体制を充実、強化する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)
- ・国及び県から、状況の変化に応じたQ & A等の改定版が配付された場合、速やかに相談に活用する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

(4) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(保健福祉部 関係部局)
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の推奨を要請する。(保健福祉部 産業部 関係部局)
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう要請する。(保健福祉部 教育部 関係部局)
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(保健福祉部)

イ 水際対策

- ・引き続き相馬港における水際対策について、入国者等への注意喚起を行う。(産業部 関係部局)
- ・新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等で新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所からの通知により保健所が実施する健康監視等に関する取組等に適宜、協力する。(保健福祉部)

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、県が行う以下の対策等に適宜、協力する。（市対策本部）

＜予防、まん延防止に関する県の対策＞

- ①患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針及び特措法に基づき、必要に応じ次の措置を講じる。
 - ・住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
 - ・学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、特に必要があると認めるときに限り、指示を行う。
 - ・保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じない施設に対し、特に必要があると認めるときに限り、指示を行う。

（５） 予防接種

ア 特定接種

- ・県内発生早期の対策を継続し、特定接種を進める。（総務部 保健福祉部）

イ 新臨時接種

- ・予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を進める。（保健福祉部）

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、前記の対策に加え、国が示す基本的対処方針・特措法の規定に基づき、住民に対する予防接種を進める。（市対策本部）

エ モニタリング

- ・ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。（保健福祉部）

（６） 医療

ア 在宅で療養する患者への支援

- ・関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（保健福祉部）

イ 医療

- ・県の行う次の医療に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その対策等に適宜、協力する。（保健福祉部）

＜患者への対応等に関する県の対策＞

- ①患者が増加してきた段階において、新型インフルエンザ等対策専門委員会の意見を聴いて、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止する。その場合、一部の医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう医療機関に対し、要請する。
- ②国の要請により、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③在宅で治療する患者に対し、医師が電話による診療により、感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対処方針を周知する。
- ④医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

＜医療機関等への情報提供に関する県の対策＞

- ①引き続き、国等が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

＜抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、使用に関する県の対策＞

- ①県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うとともに、流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、必要な地域に供給されているかどうかを確認し、不足が想定される場合は県の備蓄分を放出するとともに、必要に応じて、国に対して国備蓄分の配分要請を行う。

＜医療機関、薬局における警戒活動に関する県の対策＞

- ①国の指導・調整のもと、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動を行う。

＜緊急事態宣言がされている場合における県の対策＞

- ①医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ②区域内の医療機関が不足した場合、定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、在宅療養を行うことが困難であり入院治療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、必要に応じ、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。流行がピークを越えた後は、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- 市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染防止策を講じるよう要請する。（産業部 関係部局）

イ 市民、事業者への呼びかけ

- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないように要請する。（民生部 関係部局）

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。

①業務の継続等

- 指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。市は、県等と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国が示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、事業者への周知に関する取組等に適宜、協力する。（関係部局）

②電気及びガス並びに水の安定供給

- 県内発生早期の記載を参照

③運送、通信、郵便の確保

- 県内発生早期の記載を参照

④サービス水準に係る市民への呼びかけ

- 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係部局）

⑤緊急物資の運送等

- 県内発生早期の記載を参照

⑥生活関連物資等の価格の安定等

- 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないように、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（民生部 関係部局）
- 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（民生部 関係部局）
- 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（民生部 関

係部局)

⑦要援護者への生活支援

- ・在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（保健福祉部）

⑧犯罪の予防・取締り

- ・県内発生早期の記載を参照

⑨埋葬、火葬の特例

- ・相馬方部衛生組合及び周辺市町村に可能な限り火葬炉を稼働するよう依頼する。（民生部 保健福祉部 関係部局）
- ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（民生部 関係部局）
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、他市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。（民生部 保健福祉部）
- ・県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。市は、その取組等に適宜、協力する。（民生部 保健福祉部）

⑩新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

- ・国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定することから、県と連携し、関係機関等に周知を行う。（関係部局）

⑪新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・日本政策金融公庫等が、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施する等の措置を講じたときは、関係機関等に周知を行う。（産業部）

6 小康期

小康期の概要

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状態。

イ 目的

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会、経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 実施体制の縮小

- ・ 国が小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などの小康期の対処方針を公表した場合は、市行動計画に基づき、対策の縮小又は中止等を行う。(市対策本部)
- ・ 国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ市対策本部会議又は市対策本部幹事会議を開催し、小康期における対策を確認する(市対策本部)。

イ 対策の評価・見直し

- ・ 各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて市行動計画等の見直しを行うとともに、第二波に備える。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

ウ 緊急事態宣言の解除

- ・ 国が緊急事態措置の必要がなくなったと認め、緊急事態解除宣言を行った場合は緊急事態宣言に基づく措置を解除する。(市対策本部)

＜参考：緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき＞

- ① 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ② 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ③ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも新規患者数、重症化・死亡する患者が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。

エ 対策本部の廃止

- ・政府対策本部及び県対策本部が廃止された時は、速やかに市対策本部を廃止する。
(市対策本部)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応等について、国、県から必要な情報を収集する。(保健福祉部 関係部局)

イ サーベイランス

- ・再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・第一波の終息と流行の第二波の可能性や、それに備える必要性などについて、引き続き市民に対し、情報提供する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)
- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を取りまとめ、情報の共有化を図る。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

イ 情報共有

- ・国、県や関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。
(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

ウ 相談窓口体制の縮小

- ・状況を見ながら、相談窓口体制を縮小する。(企画政策部 保健福祉部 関係部局)

(4) 予防・まん延防止

ア 水際対策

- ・国が、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等情報提供、注意喚起の内容を見直した場合には、市民に随時周知する。(民生部 企画政策部 保健福祉部 関係部局)

(5) 予防接種

ア 新臨時接種

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健福祉部)

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、特措法の規定に基づき、住民に対する予防接種を進める。(保健福祉部)

(6) 医療

ア 医療体制、抗インフルエンザウイルス薬

- ・県の行う次の医療に関し、これらの情報を積極的に収集するとともに、その対策等に適宜、協力する。(保健福祉部)

<医療体制、抗インフルエンザウイルス薬に関する県の対策>

- ①国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
- ②国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知識を整理し、国が作成した適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療方針を、県内の医療機関に周知する。
- ③国の備蓄計画を踏まえ、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。
- ④必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜、縮小・中止する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民、事業者への呼びかけ

- ・引き続き市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないように要請する。(民生部 関係部局)

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。
 - ①業務の再開
 - ・県では、県内の事業者に対し、地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。市は、その取組等に適宜、協力する。(関係部局)
 - ・県では、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続できるよう、必要な支援を行う。市は、その取組等に適宜、協力する。(関係部局)
 - ②新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資
 - ・県内感染期の記載を参照。
 - ③新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等
 - ・県、国と連携し、緊急事態措置を縮小・中止する。(市対策本部)

（参考） 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

※県では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、以下のような対策を実施する。
市は、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力する。

＜国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合の県の対策＞

目的及び対策の考え方

- ・これまでも鳥インフルエンザが鳥から人に感染している例は世界で多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

（１）実施体制

ア 体制強化

- ・県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、県知事を本部長とする福島県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置するとともに、同会議を開催し、対処方針について協議・決定する。

イ 国との連携

- ・家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらの対応等の状況について、国との情報交換を行う。

（２）サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ・県内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

（３） 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。
- ・海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO（世界保健機関）が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報等を踏まえ、海外における発生状況、国及び県等における対応状況等について、県民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

ア 疫学調査、感染対策

- ・県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ・国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底）等を実施する。

イ 家さん等への防疫対策

- ・鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家さんでの発生を予防するため、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ・県内の家さんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、国と連携して、以下の対策を実施する。
 - ①国との連携を密にし、国の支援を受け、防疫指針に則した県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さんの移動制限等）を行う。
 - ②殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県のみでの対応が困難である場合には、国に対して、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
 - ③防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動を行う。

(5) 医療

ア 県内において人に感染し発症が認められた場合

- ・感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じたうえで、医療機関において抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。
- ・国からの検査方法についての情報等をもとに、県衛生研究所において亜型検査、遺伝子検査等を実施するとともに、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付する。
- ・感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む）について、入院その他の必要な措置を講じる。

イ WHO（世界保健機関）の情報発信等により、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知するとともに、情報提供があった場合には、必要に応じて、国に情報提供する。
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

（付属資料）

【 用 語 解 説 】

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／H1N1、A／H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜としては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関

新感染症の所見があるもの又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働省が指定した病院

※第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県が指定した病院

※第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県が指定した病院

※結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○疑似症患者

国が示す症例定義により、新型インフルエンザ等によると疑われる症状（疑似症）が認められた場合の患者をいう。

○緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用制限等を、緊急事態宣言の際に告示した期間や区域において、国や県が実施する措置。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニターゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定したもの。

○死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口１０万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数

○新臨時接種

平成２３年７月より規定された予防接種法第６条第３項に基づく臨時の予防接種。厚生労働大臣がまん延予防上緊急の必要があると認めるときに、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示するもの。

○新型インフルエンザ

感染症法第６条第７項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年４月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年３月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新型インフルエンザ等

感染症法第６条第７項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」と感染症法第６条第９項に規定する「新感染症」（ただし、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるものに限定）をいう。

○新感染症

感染症法第６条第９項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の効果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制サービスのこと。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

○登録事業者

特定接種の実施にあたり、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者。なお、特定接種の対象となり得る者は、登録事業者のうち、当該業務に従事する者に限られる。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザ等の場合では、全ての人が新型インフルエンザ等のウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防御機能の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増殖させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。

参考資料

相馬市新型インフルエンザ等行動計画策定委員会委員名簿

団体名	氏 名	住 所	備 考
相馬市健康づくり 推進協議会	熊 佳伸	相馬市中村字川沼228	学識経験者
	船橋 裕司	〃 中村字塚田28－1	相馬市医師会
	阿部 裕哉	〃 馬場野字山越83	相馬市歯科医師会
	佐藤 悟	〃 中野字寺前168－1	相馬市薬剤師会
	荒川 孝之	〃 坪田字高松134	相馬市区長会
	只野 裕一	〃 中村字荒井町84	相馬市国保運営協議会
	高村美和子	〃 中村字北町19－5	相馬市保健協力員
	眞鍋 昭由	〃 黒木字迎畑40－5	相馬市体育協会
	草野 正亀	〃 赤木字赤木46	相馬市老人クラブ連合会
	森 正子	〃 石上字仲蛭沢48	相馬市食生活改善推進員
	前山万里子	〃 原釜字大津1	民生児童委員協議会
	佐野 友紀	〃 中村字砂子田582－7	福島県栄養士会相双支部
	志賀知津江	〃 中村字大町24	相馬市母子保健推進員
	佐藤 悦子	〃 初野字金谷内268	公募
	杉 節子	〃 初野字北萱倉19	公募
公立相馬総合病院	熊川 宏美	〃 新沼字坪ヶ迫142	病院長
	持舘 直正		事務部長
相馬警察署	高住 成一	〃 中野字寺前203－1	署長
相馬地方広域消防 相馬消防署	佐々木久人	〃 中野字堂ノ前371－1	署長
	渡邊 亮		救急係長
相馬市	岡和田 忠一	〃 中村字大手先13	保健福祉部長
相双保健所長	佐々木昭彦	南相馬市原町区錦町一丁目30	オブザーバー

相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 6 月発行

相馬市保健福祉部保健センター

〒976-0042

相馬市中村字大手先44-3

TEL 0244-35-4477

Fax 0244-35-4258

E-mail hoken-center@city.soma.fukushima.jp